

地域づくりを支える関係人口受入事業の留意点

1. 本事業が想定する「関係人口」について

- ・申請団体の構成員以外で、活動地域以外から事業に参画する方のことを言います。
- ・イベント等への来場・参加や仕事上の関わりだけでは、関係人口として対象になりません。
⇒一時的な参加や金銭的な関わりではなく、継続して事業への参画が見込めるかどうかが必要になります。

2. 対象となる事業について

○対象となる事業

- ・申請団体が自ら実施する活動で、関係人口を受け入れ、地域の方々との関わりや継続的な実施が見込めるもの。
- ・継続的な実施が見込める事業。
⇒一過性のイベント等ではなく、継続的な事業の実施、関係人口との関わりが見込めるものが対象となります。
- ・関係人口の関わりしろが用意できる事業。
⇒単に関係人口に参加してもらっただけでなく、事業の中で関係人口に具体的な役割や地域の方々に関わることができる場を用意してください。

○対象外となる事業

- ・単に営利を目的とする事業
- ・政治的、宗教的活動と認められる事業
- ・国、県等他の補助事業の対象となっている事業

3. 受入機運が醸成されている団体について

次に掲げる条件のいずれかを満たしている団体を指します。

- ① 地域計画や事業計画の中に関係人口の受け入れに関して盛り込まれている団体
- ② 当財団が実施する関係人口アドバイザー派遣事業等を活用している団体
- ③ 関係人口の受入実績がある団体
- ④ その他財団が適当と認める団体

4. 助成対象経費について

○対象となる経費

- ・賃借料
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・消耗品費
- ・その他事業実施に必要なと財団が認める経費

○対象外となる経費

- ・助成団体が主体とならない事業（再分配・助成等）
- ・事業に関係しない費用
- ・事業で専ら使わない費用
- ・団体の従前からの経常的活動経費及びハード経費
- ・用地取得費、施設設備整備費
- ・団体構成員に対する支払い（構成員が所有する物件への賃借料等や謝金等）
- ・関係人口に対する支払い（謝金等）
- ・汎用性が高いもの（案件ごとに判断）
- ・同一事業・経費に対して、国・県等からの補助が充当されているもの
- ・その他交際費、会議費等、関係人口の受入に必要と判断されないもの

5. しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」について

(1) オーナー登録

申請の段階で、しまっち！へのオーナー登録を必ず完了してください。

(2) プログラムの掲載

- ・事業期間内の活動について、活動実施日の1か月前を目安に、しまっち！へプログラムを掲載し、関係人口を広く募集してください。

(3) 活動レポートの掲載

- ・事業期間中に関係人口と共に活動した内容について、原則しまっち！へ活動レポートの掲載をしてください。

○原則に当てはまらないケース

- ・活動を実施していない場合
- ・その他やむを得ない事情があると財団が判断した場合